

令和5(2023)年度募集 湯沢市地域おこし協力隊募集要項

湯沢市ふるさと未来創造部情報政策課

地域外からの人材や新たな発想・能力を積極的に誘致し、その定住・定着を図り、地域力の維持及び強化に資するため、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

募集期間	令和5(2023)年5月24日(水)午前9時～6月13日(火)午後5時
現地体験	2泊3日(募集期間中)
試験日	令和5(2023)年6月18日(日)午後
採用日	令和5(2023)年7月1日(土)

1 募集人数、業務等

地域おこし協力隊 1名(市との雇用関係なし)

今回募集する隊員は、次に掲げる活動を行う。なお、活動の詳細は、採用後、市と協議のうえ決定する。

- (1) ゆざわにおける新たな舞妓・芸妓文化の創出及び営業活動
- (2) 舞妓・芸妓としての技術を自ら習得し、かつ成長過程をSNSで発信
- (3) ゆざわの魅力等の情報発信
- (4) 地域おこしに関する支援活動
- (5) 観光誘客及び産業創出に関する活動
- (6) その他地域活性化に資するために必要な活動

2 申込等の手続の流れ

(1) 応募用紙の提出

指定の応募用紙を記入後、(2)の現地体験参加までにEメールで湯沢市情報政策課に提出してください。応募用紙は、市のホームページ(地域おこし協力隊の募集ページ)からダウンロードできます。また、お問い合わせいただければ、Eメールでお送りします。応募用紙を提出していただいた後、(2)の現地体験に参加していただきます。

(2) 現地体験「おためし地域おこし協力隊」(参加を必須とします)

応募者が、任用後の活動をイメージできるよう、原則として面接試験の前に現地に来て、活動を体験していただきます(2泊3日)。

宿泊先は、体験者自身でホテル等を予約していただきます。1泊につき10,000円を上限に、要した宿泊費用を市が支給します。湯沢市までの交通費及び現地での食費等は、自己負担です。

※現地体験をしたことによって、(3)の応募書類の提出が必須となるものではありません。

(3) 応募書類 ※令和5(2023)年6月13日(火)必着

以下の2点を、湯沢市情報政策課にEメール、郵送(書留)又は持参により提出してく

ださい。

① 住民票の写し（申込前3か月以内に取得したもの。コピー可）

② 運転免許証の写し（表裏）

<提出時の留意点>

- ・ 提出書類を持参する場合は、午前9時から午後5時までとなります（土曜日、日曜日、祝日は受付できません。）。
- ・ 提出書類に不備があるものは受付できません。また、提出書類はお返ししません。

(4) 試験（書類審査・面接）

書類審査後に面接試験を実施します。面接会場は湯沢市役所の予定です。

(5) 選考結果の通知（内定通知）

試験日から、1週間を目途に郵送でお知らせする予定です。

(6) 委嘱

委嘱日は令和5(2023)年7月1日(土)です。※実際の活動は、7月3日(月)からです。

※ 委嘱日は、7月1日から7月末までの間で、隊員の都合に応じて調整することも可能です。

3 活動期間

湯沢市が地域おこし協力隊として委嘱するのは、採用日から当該年度末日(※)までです。

※ 期間満了後、活動状況が良好である場合、年度単位で更新し、最長3年目の年度末まで委嘱します。

4 応募条件【以下のすべてに該当する方】

(1) 採用後（又は内定後）、下表のいずれかの転出地から転入地（活動地域）に住民票を異動することのできる方。

転出地	転入地（活動地域）
三大都市圏内（※1）の条件不利区域（※2）以外の区域	秋田県湯沢市
政令指定都市の条件不利区域以外の区域	

※1 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域をいう。ただし、三大都市圏内であっても、2005年以降の10年間で人口減少率が11%以上である市町村は、三大都市圏外として取り扱います。

※2 条件不利区域とは、過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法のいずれかの適用を受ける区域をいう。

(2) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

(3) 委嘱の日において18歳以上の方

(4) 地域住民と協力しながら、地域おこし活動に取り組むことができる方

(5) 普通自動車運転免許を有している方

(6) パソコン（Eメールの送受信、文書作成及び表計算）の操作ができる方

(1)に記載がない転出地であっても、湯沢市以外の自治体の地域おこし協力隊員であった者のうち、同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内の者については、(1)の要件を満たします。(この場合、任用申込書類に加えて、当該状況を証する委嘱状及び解嘱状の写しを提出してください。)

また、海外での活動経験(JETプログラム参加者)がある場合、転出地に関わらず(1)の要件を満たすことがありますので、御相談ください。

5 活動時間・報償等

- (1) 報償の額 月額 227,000円以内(活動翌月の25日支払)
- (2) 活動時間 1日につき7時間45分、1週間につき5日の活動
(週38時間45分の活動時間)

※休日・夜間に活動することもあります。

- (3) 雇用契約は存在しないため、住民税、国民健康保険税などの税金、介護保険料、年金保険料などは本人が納めるものとします。
- (4) その他
 - ① 活動に使用する車両及びパソコンは、市で準備します。また、活動に必要な経費(消耗品、旅費等)も、市が必要に応じて支出します。(予算の範囲内)
 - ② 活動期間中の住居及び活動拠点は、隊員自身で確保していただきます(賃貸アパート等)。住居の家賃補助(上限27,000円)は、報償の額に含まれます。

申し込み・お問い合わせ先

湯沢市情報政策課元気・魅力発信班

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

TEL 0183-56-8387(直通) FAX 0183-73-2117

E-mail miryoku-gr@city.yuzawa.lg.jp